

東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更の認可(長期増分費用方式に基づく平成27年度の接続料等の改定)について

(諮問第 3 0 7 2 号)

<目 次>

1	報告書	.....	1
2	答申書(案)	.....	9
3	申請概要	.....	1 1
4	審査結果	.....	1 7

別添

- 接続約款変更認可申請書(写)(東日本)
- 接続約款変更認可申請書(写)(西日本)



平成27年3月24日

情報通信行政・郵政行政審議会電気通信事業部会  
部会長 東海 幹夫 殿

接 続 委 員 会

主 査 相 田 仁

## 報 告 書

平成27年2月13日付け諮問第3072号をもって諮問された事案について、調査の結果、下記のとおり報告します。

### 記

- 1 今国会に提出された、法人税率を 25.5%から 23.9%へと引き下げることを内容とする「所得税法等の一部を改正する法律案」及び「地方税法等の一部を改正する法律案」が成立・施行し、これを踏まえて接続料が再算定された場合には、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備との接続に関する接続約款の変更を認可することが適当と認められる（当委員会の考え方は別添1のとおり）。
- 2 なお、提出された意見及びそれに対する当委員会の考え方は、別添2のとおりである。



## 接続料原価

第一種指定設備管理運営費

他人資本費用

自己資本費用

利益対応税

調整額

- ・事業税  
(税率変更: 4.3% → 3.1%)
- ・地方法人特別税  
(税率変更: 67.4% → 93.5%)
- ・法人税  
(税率変更: 25.5% → 23.9%)
- ・道府県民税\*
- ・市町村民税\*
- ・地方法人税\*

※ 課税標準が法人税額であることによる税額変更

本件申請においては、法人税率等が平成26年度と同率であることを前提に接続料が算定されているが、今国会に提出された「所得税法等の一部を改正する法律案」及び「地方税法等の一部を改正する法律案」が、平成27年3月13日に衆議院で可決され、現在、参議院で審議されている状況に鑑み、同法案が成立・施行し、法人税率の引き下げ等が確定した場合には、平成27年度の接続料については、これを前提として再算定することが適当である。



東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備  
に関する接続約款の変更案に対する意見及びその考え方  
(長期増分費用方式に基づく平成 27 年度の接続料等の改定)

<p>意見 1 平成 27 年度接続料算定に用いる光ケーブルの経済的耐用年数は、平成 26 年 12 月 3 日の長期増分費用モデル研究会（第 51 回）で公表された最新の推計結果を適用すべき。</p>	<p>考え方 1</p>
<p>○ 平成 26 年 3 月 14 日付けの「長期増分費用方式に基づく平成 26 年度の接続料等の改定」に対する弊社共意見書で述べた通り、本来、平成 27 年度接続料算定に用いる光ケーブルの経済的耐用年数は平成 26 年 12 月 3 日の長期増分費用モデル研究会（第 51 回）で公表された最新の推計結果を適用すべきと考えます。</p> <p>【ソフトバンク BB（株）、ソフトバンクテレコム（株）、ソフトバンクモバイル（株）】</p>	<p>○ 今回認可申請された平成 27 年度接続料は、平成 27 年 1 月 15 日に公布された接続料規則の一部を改正する省令（平成 27 年総務省令第 2 号）に基づき算定されたものであり、算定に用いられた光ケーブルの経済的耐用年数は適当と考える。</p> <p>なお、平成 26 年 12 月 3 日の長期増分費用モデル研究会（第 51 回）で公表された光ケーブルの経済的耐用年数の推計結果については、平成 28 年度以降の接続料算定に係る検討の際に考慮されるべきものとする。</p>
<p>意見 2 接続料の大幅な上昇は、利用者料金の値上げ等にも波及しかねないため、平成 28 年度以降の接続料算定には、LRICモデルの基本的事項の考え方に合致するIPモデルを適用すべき。</p>	<p>考え方 2</p>
<p>○ 先日認可申請が行われた平成 27 年度の PSTN 接続料案は、GC 接続で対前年度比+7.7%、IC 接続で対前年度比+6.1%と、平成 26 年度と比べて GC 接続・IC 接続共に大幅に水準が上昇しています。これは、第六次モデル策定時のコスト削減効果をトラフィックの減少が大きく上回っている影響であり、モデルの見直しによる接続料水準の抑制には限界がきていることを示しております。</p> <p>このような接続料の大幅な上昇は、接続事業者の事業運営に大きな影響を与え、利用者料金の値上げ等にも波及しかねないものと考えられるため、利用者利便を損なわないためにも、抜本的な接続料水準の抑制策について早急に検討を進める必要があると考えます。</p> <p>平成 28 年度以降の算定に適用可能な長期増分費用モデルについては、本年 1 月に「長期増</p>	<p>○ 長期増分費用方式に基づく平成 28 年度以降の接続料算定の在り方については、平成 27 年 2 月 9 日、総務大臣から情報通信審議会に対する諮問が行われ、現在、同審議会において議論されている。</p>

分費用モデル研究会」において報告書が取りまとめられ、長期増分費用方式に基づく接続料の平成 28 年度以降の算定の在り方について、情報通信審議会に諮問されたところですが、抜本的な接続料水準の抑制のためには、IP モデルを直ちに適用すべきです。

【KDDI 株式会社】

○ 平成 28 年度の接続料算定から IP モデルを導入すべきと考えます。理由は、IP モデルが下記 3 点のモデルに関する基本的事項の考え方に合致するためです。

- ① 「現時点で利用可能な最も低廉で最も効率的な設備や技術を採用する」
- ② 「内外有力事業者で現に採用されている例が稀ではない設備・技術を検討対象とする」
- ③ 「諸外国におけるモデルとの整合性を可能な限り考慮する」

まず①について、平成 27 年 2 月の接続政策委員会(第 22 回)で示されたコスト試算結果によれば、IP モデル(ケース A)のコストが最も低廉となっています<sup>\*1</sup>。これはすなわち、IP モデル(ケース A)が現時点での最も低廉で最も効率的な設備や技術を採用した結果に他なりません。

次に②について、平成 27 年 1 月の「長期増分費用モデル研究会」報告書に示されている通り、各事業者がネットワークの IP 化を進めている<sup>\*2</sup> こと及び平成 26 年度中にも 0AB～J-IP 電話の契約数が加入電話+ISDN の契約数を上回る見込みである<sup>\*3</sup> ことから、IP 設備は採用されている例が稀ではないどころか主流となりつつあります。

最後に③について、同接続政策委員会資料に示されている通り、英国、フランス、ドイツで IP-LRIC が採用されている<sup>\*4</sup> ことから、IP モデルは諸外国モデルとの整合性の点でも問題ないと言えます。

以上 3 点の基本的事項に合致することから、平成 28 年度以降の次期モデルには IP モデルが相応しいと考えます。

【ソフトバンク BB (株)、ソフトバンクテレコム (株)、ソフトバンクモバイル (株)】

<p>意見3 平成28年度以降の接続料算定に当たっては、接続料原価に算入されているNTSコストの在り方についても見直すべき。</p>	<p>考え方3</p>
<p>○ 当分の間の措置として接続料原価で負担しているNTSコスト（き線点RT-GC間伝送路コスト）の接続料原価への算入の見直しなどについても検討を進めることが適当と考えます。</p> <p style="text-align: right;">【KDDI株式会社】</p>	<p>○ 考え方2のとおり。</p>



平成27年3月31日

総務大臣  
山本早苗 殿

情報通信行政・郵政行政審議会  
会長 多賀谷 一 照

### 答 申 書 (案)

平成27年2月13日付け諮問第3072号をもって諮問された事案について、審議の結果、下記のとおり答申する。

#### 記

- 1 今国会に提出された、法人税率を 25.5%から 23.9%へと引き下げることを内容とする「所得税法等の一部を改正する法律案」及び「地方税法等の一部を改正する法律案」が成立・施行し、これを踏まえて接続料が再算定された場合には、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備との接続に関する接続約款の変更を認可することが適当と認められる（当審議会の考え方は別添1のとおり）。
- 2 なお、提出された意見及びそれに対する当審議会の考え方は、別添2のとおりである。



# I 申請概要

## 1. 申請者

東日本電信電話株式会社  
代表取締役社長 山村 雅之  
西日本電信電話株式会社  
代表取締役社長 村尾 和俊  
(以下「NTT東西」という。)

## 2. 申請年月日

平成27年2月4日(水)

## 3. 実施予定期日

認可後、平成27年4月1日(水)から実施。

## 4. 概要

接続料規則の一部を改正する省令(平成27年総務省令第2号)が平成27年1月15日付けで公布及び一部施行されたことを受けて、NTT東西の接続約款について、所要の変更を行うものである。

具体的には、長期増分費用(LRIC)方式により算定される接続料について、平成25年度から平成27年度までの接続料算定に適用されるLRICモデル(以下「第六次モデル」という。)を用いて算定された平成27年度の接続料を設定するため、接続約款の変更を行うものである。

## 5. 長期増分費用方式に基づく平成27年度接続料の算定

加入者交換機能、中継交換機能、中継伝送共用機能、中継伝送専用機能等に係る接続料について、第六次モデルを用いて平成27年度の接続料を算定(具体的な改定額は「II 接続料の改定額」を参照)。

	平成27年度接続料 (3分当たり)	平成26年度接続料 (3分当たり)
GC接続	5.80円 【対前年度比 +7.7% (+0.41円)】	5.39円
IC接続	7.25円 【対前年度比 +6.1% (+0.41円)】	6.84円

※ NTSコストの取扱い

- ・ き線点RT-GC間伝送路コスト及び局設置FRT-GC間伝送路コスト以外のNTSコストについては、接続料原価から全額控除。
- ・ き線点RT-GC間伝送路コスト及び局設置FRT-GC間伝送路コストについては、接続料原価に全額加算。

## 【参考】算定根拠

### 1. 通信量の予測

長期増分費用方式に基づく平成27年度の接続料算定に際しては、平成26年度下期及び平成27年度上期の通信量を通年化した予測通信量を採用。当該予測通信量は、以下の式により算定。

$$\text{「平成26年度下期+平成27年度上期」予測通信量} \\ = \text{「平成25年度下期+平成26年度上期」実績通信量} \times (1 + \text{対前年同期予測増減率}^{\ast})$$

※ 対前年同期予測増減率は、①平成26年10月～12月の主要な通信量の対前年同期増減率及び②平成27年1月～9月の主要な通信量の対前年同期予測増減率（当該率には、平成26年4月～12月の対前年同期増減率を用いる。）を、主要な通信量における平成25年10月～12月と平成26年1月～9月との構成比を用いて加重平均により算定。

### サービス別トラフィック

（単位：百万回、百万時間）

		H25下+H26上実績 (括弧内はH24下+H25上実績)		対H25下+H26上実績増減率 (括弧内は対H24下+H25上実績増減率)		H26下+H27上予測 (括弧内はH25下+H26上予測)	
		東日本	西日本	東日本	西日本	東日本	西日本
MA内	回数	2,614 (3,177)	1,353 (1,659)	1,261 (1,518)	▲18.3% (▲17.6%)	▲18.7% (▲18.3%)	▲17.8% (▲16.8%)
	時間	83 (101)	43 (53)	40 (48)	▲19.6% (▲17.3%)	▲19.8% (▲17.8%)	▲19.2% (▲16.7%)
MA間	回数	1,452 (1,727)	679 (815)	772 (912)	▲17.8% (▲14.2%)	▲18.7% (▲14.9%)	▲17.1% (▲13.7%)
	ZA内	39 (47)	19 (23)	20 (25)	▲20.3% (▲17.0%)	▲20.0% (▲17.4%)	▲20.7% (▲16.6%)
GC	回数	17,606 (20,696)	8,990 (10,583)	8,616 (10,113)	▲15.8% (▲15.3%)	▲15.9% (▲14.7%)	▲15.7% (▲15.8%)
	接続	519 (615)	277 (327)	243 (288)	▲16.6% (▲15.3%)	▲16.4% (▲14.9%)	▲16.8% (▲15.8%)
IC	回数	17,576 (19,077)	8,346 (9,076)	9,230 (10,002)	▲9.4% (▲7.4%)	▲9.4% (▲8.5%)	▲9.4% (▲6.4%)
	接続	555 (610)	271 (299)	284 (311)	▲10.4% (▲8.9%)	▲10.4% (▲9.9%)	▲10.3% (▲7.8%)

(※)MA内：自ユニット内・自ビル内自ユニット外・MA内自ビル外の合算

### 機能別トラフィックの算定

上記サービス別トラフィックに各機能ごとの経由回数を考慮して機能別トラフィックを算定する。

（単位：百万回、百万時間）

		平成26年度	平成27年度	増減率
加入者交換機能（GC）	回数	39,933	34,622	▲13.3%
	時間	1,219	1,045	▲14.3%
加入者交換機回線対応部共用機能	時間	629	555	▲11.8%
中継交換機能（IC）	回数	18,964	16,975	▲10.5%
	時間	593	526	▲11.2%
中継交換機回線対応部共用機能	時間	629	555	▲11.8%
中継伝送共用機能	時間	629	555	▲11.8%

## 2. 主な機能の接続料原価

主な機能の平成27年度の接続料原価は、以下のとおり。

(単位：百万円)

主な機能	平成26年度	平成27年度	対前年度増減率
加入者交換機能			
NTSコスト付け替え前	226,303	206,524	▲8.7%
NTSコスト付け替え後 <sup>※</sup>	144,166	131,899	▲8.5%
中継交換機能	5,672	4,913	▲13.4%
中継伝送共用機能	7,356	6,690	▲9.1%
中継伝送専用機能	903	827	▲8.4%

※ き線点RT-GC間伝送路コスト及び局設置FRT-GC間伝送路コスト以外のNTSコストの控除。

平成27年度の接続料算定に際しては、加入者交換機能の接続料原価からNTSコストの全額を控除した上で、NTSコストのうち、き線点RT-GC間伝送路コスト及び局設置FRT-GC間伝送路コストの全額を、加入者交換機能の接続料原価に加算。

上記のとおりNTSコストの付け替えを行うことにより、加入者交換機能に係る平成27年度の接続料原価は、以下のとおり。

(単位：百万円)

加入者交換機能に係る接続料原価	NTSコスト控除前				NTSコスト控除後 ③	NTSコスト加算額 ④(=①)	NTSコスト加算後 ③+④
	NTSコスト		①以外のNTSコスト	②			
	①	②					
	NTSコスト	NTSコスト	①以外のNTSコスト	②			
	206,524	113,633	39,009	74,625	92,891	39,009	131,899

(※)き線点RT-GC間伝送路コストは25,023百万円、局設置FRT-GC間伝送路コストは13,986百万円

## II 接続料の改定額

### ■長期増分費用方式に基づく平成27年度接続料の改定額

区分		単位	平成27年度接続料	平成26年度接続料
1 PHS基地局回線機能	タイプ1-1のもの	1回線ごとに月額	東1,711円、西1,760円	東1,656円、西1,707円
	タイプ1-2のもの		東1,711円、西1,760円	東1,656円、西1,707円
2 加入者交換機能		1通信ごとに	0.54922円	0.59057円
		1秒ごとに	0.029175円	0.026644円
3 加入者交換機回線対応部専用機能		24回線ごとに月額	20,746円	22,174円
4 加入者交換機回線対応部共用機能		1秒ごとに	0.0024206円	0.0024617円
5 市内伝送機能		1通信ごとに	0.14629円	0.15560円
		1秒ごとに	0.0083472円	0.0081685円
6 中継交換機能		1通信ごとに	0.14629円	0.15560円
		1秒ごとに	0.0012824円	0.0012757円
7 中継交換機回線対応部専用機能		24回線ごとに月額	1,579円	1,783円
8 中継交換機回線対応部共用機能		1秒ごとに	0.00018529円	0.00019881円
9 中継伝送共用機能		1秒ごとに	0.0033471円	0.0032476円
10 中継伝送専用機能				
ア 同一通信用建物内に終始する場合	(ア)24回線単位のもの(1.5Mbit/s相当)	24回線まで月額	13,373円	14,322円
		24回線を超える24回線ごとに月額	13,087円	14,001円
	(イ)672回線単位のもの(50Mbit/s相当)	672回線ごとに月額	112,615円	123,412円
		672回線相当月額	112,328円	123,090円
	(ウ)2,016回線単位のもの(150Mbit/s相当)	2,016回線ごとに月額	337,272円	369,593円
		2,016回線相当月額	336,985円	369,271円
イ ア以外の場合であって同一の単位料金区域に終始する場合	(ア)24回線単位のもの(1.5Mbit/s相当)	24回線まで月額	15,712円	16,333円
		24回線を超える24回線ごとに月額	15,426円	16,012円
	(イ)672回線単位のもの(50Mbit/s相当)	672回線ごとに月額	132,693円	141,090円
		672回線相当月額	132,406円	140,769円
	(ウ)2,016回線単位のもの(150Mbit/s相当)	2,016回線ごとに月額	397,506円	422,628円
		2,016回線相当月額	397,219円	422,307円
ウ アイ以外の場合	(ア)24回線単位のもの(1.5Mbit/s相当)	24回線まで月額	16,725円	17,421円
		24回線を超える24回線ごとに月額	16,438円	17,100円
	(イ)672回線単位のもの(50Mbit/s相当)	672回線ごとに月額	141,383円	150,655円
		672回線相当月額	141,097円	150,334円
	(ウ)2,016回線単位のもの(150Mbit/s相当)	2,016回線ごとに月額	423,576円	451,322円
		2,016回線相当月額	423,290円	451,001円
加算料				
(1) 10ウ欄に規定する中継伝送専用機能を利用する区間の距離が10kmを超える場合の加算料	(ア)24回線単位のもの(1.5Mbit/s相当)	10kmを超えるごと24回線ごとに月額	77円	76円
	(イ)672回線単位のもの(50Mbit/s相当)	10kmを超えるごと672回線ごとに月額	662円	669円
	(ウ)2,016回線単位のもの(150Mbit/s相当)	10kmを超えるごと2,016回線ごとに月額	1,985円	2,006円
(2) 中継伝送専用機能を利用してN	(ア)24回線単位のもの(1.5Mbit/s相当)	24回線ごとに月額	2,339円	2,011円

	TT東西が別に定める通信用建物	(イ)672 回線単位のもの(50Mbit/s 相当)	672 回線ごとに月額	20,078 円	17,678 円
	と異なる市外中継交換機に接続する場合等の加算料	(ウ)2,016 回線単位のもの(150Mbit/s 相当)	2,016 回線ごとに月額	60,234 円	53,035 円
11	中継交換機接続用伝送装置利用機能		672 回線ごとに月額	20,789 円	21,342 円
12	共通線信号網利用機能				
	ア 共通線信号網(特定端末系事業者の装置相互間を含む。)を利用して、PHS事業者のPHS端末の位置登録又は位置情報取得等を行う機能		1 信号ごとに	0.021302 円	0.019937 円
	イ 共通線信号網を利用して、ユーザ間情報通知を行う機能				
	ウ 共通線信号網を利用して、協定事業者のサービスを実現するための信号を送受する機能				
13	市内通信機能		1 通信ごとに	0.72053 円	0.76804 円
			1 秒ごとに	0.052122 円	0.047590 円
14	リルーティング通信機能		1 通信ごとに	0.89434 円	0.96063 円
			1 秒ごとに	0.058037 円	0.053454 円
15	リルーティング指示に係る網保留機能		1 通信ごとに	0.016385 円	0.015223 円
16	音声ガイダンス送出力用接続通信機能				
	ア 加入者交換機能、中継系交換機能及び中継伝送共用機能を用いて、協定事業者の提供するサービス向けの音声ガイダンス送出力に係る通信の交換及び伝送を行う機能		1 秒ごとに	0.031911 円	0.029080 円
	イ 加入者交換機能、中継系交換機能、中継系伝送共用機能及び特定中継事業者の伝送路設備を用いて、協定事業者の提供するサービス向けの音声ガイダンス送出力に係る通信の交換及び伝送を行う機能		1 秒ごとに	0.038425 円	0.035741 円
17	リダイレクション網使用機能				
	ア NTT東西の中継交換機で接続する協定事業者の通信経路を設定するためにNTT東西の加入者交換機を利用してリダイレクションを行う機能		1 通信ごとに	0.041653 円	0.038699 円
	イ 特定中継事業者の中継交換機で接続する協定事業者の通信経路を設定するためにNTT東西の加入者交換機を利用してリダイレクションを行う機能		1 通信ごとに	0.033376 円	0.030481 円
18	加入者交換機等接続回線設置等工事費				
	ア イ以外の場合		672 回線 (50Mbit/s 相当)ごとに	165,033 円	176,195 円
	イ 第23条(接続用設備の設置又は改修の申込み)第1項又は第4項に係る申込みにより工事を行う場合		672 回線 (50Mbit/s 相当)ごとに	234,347 円	260,769 円

(注)タイプ 1-1:平日昼間帯故障修理、タイプ 1-2:全日昼間帯故障修理



# 審 査 結 果

電気通信事業法施行規則(昭和 60 年郵政省令第 25 号。以下「施行規則」という。)、接続料規則(平成 12 年郵政省令第 64 号)及び電気通信事業法関係審査基準(平成 13 年1月6日総務省訓令第 75 号。以下「審査基準」という。)の規定に基づき、以下のとおり審査を行った結果、認可することが適当と認められる。

審 査 事 項	審査結果	事 由
1 施行規則第 23 条の 4 第 1 項で定める箇所における技術的条件が適正かつ明確に定められていること。(審査基準第 15 条(1)ア)	—	変更事項なし。
2 接続料規則第 4 条で定める機能ごとの接続料が適正かつ明確に定められていること。(審査基準第 15 条(1)イ)	適	接続料は、加入者交換機能等、接続料規則第 4 条に規定する機能ごとに定められており、適正かつ明確に定められていると認められる。
3 第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者及び当該指定電気通信設備とその電気通信設備を接続する他の電気通信事業者の責任に関する事項が適正かつ明確に定められていること。(審査基準第 15 条(1)ウ)	—	変更事項なし。
4 電気通信役務に関する料金を定める電気通信事業者の別が適正かつ明確に定められていること。(審査基準第 15 条(1)エ)	—	変更事項なし。
5 他事業者が接続の請求等を行う場合において、①必要な情報の開示を受ける手続、②接続の請求への回答を受ける手続、③協定の締結及び解除の手続、④情報開示に係る標準的期間、⑤接続の請求から回答・接続が開始されるまでの標準的期間等が適正かつ明確に定められていること。(施行規則第 23 条の 4 第 2 項第 1 号及び審査基準第 15 条(1)カ)	—	変更事項なし。
6 他事業者が接続に必要な装置を建物、管路、とう道若しくは電柱等に設置等する場合において、①情報の開示を受ける手続、②設置等の可否について回答を受ける手続、③他事業者が工事又は保守を行う場合の手続、④工事又は保守に他事業者が立会いをする手続、⑤工事に係る標準的期間、⑥場所等に関して他事業者が負担すべき金額、⑦工事等に関して他事業者が負担すべき金額が適正かつ明確に定められていること。(施行規則第 23 条の 4 第 2 項第 2 号及び審査基準第 15 条(1)カ)	—	変更事項なし。
7 他事業者が屋内配線設備(集合住宅向けに限る。)を利用する場合において、①工事を行う手続、②負担すべき金額、③利用する場合の条件が適正かつ明確に定められていること。(施行規則第 23 条の 4 第 2 項第 3 号及び審査基準第 15 条(1)カ)	—	変更事項なし。
8 第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者が工事若しくは保守、料金の請求若しくは回収その他第一種指定電気通信設備との接続に係る業務を行う場合に、これに関して当該他事業者が負担すべき能率的な経営の下における適正な原価に照らし公正妥当な金額が適正かつ明確に定められていること。(施行規則第 23 条の 4 第 2 項第 4 号及び審査基準第 15 条(1)カ)	適	他事業者が負担すべき工事費について、接続料の原価の算定方法に準じて計算されており、適正かつ明確に定められていると認められる。
9 第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者及び他事業者がその利用者に対して負うべき責任に関する事項が適正かつ明確に定められていること。(施行規則第 23 条の 4 第 2 項第 5 号及び審査基準第 15 条(1)カ)	—	変更事項なし。

10 法第8条第1項の重要通信の取扱方法が適正かつ明確に定められていること。(施行規則第23条の4第2項第6号及び審査基準第15条(1)㉔)	—	変更事項なし。
11 他事業者が接続に関して行う請求及び第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者が当該請求に対して行う回答において用いるべき様式が適正かつ明確に定められていること。(施行規則第23条の4第2項第7号及び審査基準第15条(1)㉔)	—	変更事項なし。
12 他事業者と協議が調わない場合のあっせん又は仲裁による解決方法が適正かつ明確に定められていること。(施行規則第23条の4第2項第8号及び審査基準第15条(1)㉔)	—	変更事項なし。
13 番号ポータビリティ機能の接続料について、施行規則第15条の2ただし書の規定によるときは、固定端末系伝送路設備を直接収容する交換等設備を設置する電気通信事業者が当該機能の接続料を負担すべき電気通信事業者から当該機能の接続料の額に相当する金額を取得し当該機能の接続料を第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者に支払うことを確保するために必要な事項が適正かつ明確に定められていること。(施行規則第23条の4第2項第9号及び審査基準第15条(1)㉔)	—	変更事項なし。
14 前各号に掲げるもののほか、他事業者の権利又は義務に重要な関係を有する電気通信設備の接続の条件に関する事項があるときは、その事項が適正かつ明確に定められていること。(施行規則第23条の4第2項第10号及び審査基準第15条(1)㉔)	—	変更事項なし。
15 有効期間を定めるときは、その期間が適正かつ明確に定められていること。(施行規則第23条の4第2項第11号及び審査基準第15条(1)㉔)	—	変更事項なし。
16 接続料が接続料規則に定める方法により算定された原価に照らし公正妥当なものであること。(審査基準第15条(2))	適	接続料は、当該接続料の算定に用いられる資産及び費用が接続料規則第6条第1項に規定する総務大臣が通知する手順により整理されたものであり、かつ、同令第4章に規定する算定方法により算定された接続料原価に基づいたものであることから、今般の申請内容は同令の関係規定を満たしており、公正妥当なものと認められる。
17 接続の条件が、第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者がその指定電気通信設備に自己の電気通信設備を接続することとした場合の条件に比して不利なものでないこと。(審査基準第15条(3))	—	変更事項なし。
18 特定の電気通信事業者に対し不当な差別的取扱いをするものでないこと。(審査基準第15条(4))	適	本件申請において、特定の電気通信事業者に対し不当な差別的取扱いをする旨の記載は認められない。